

長野市雨水貯留施設助成金交付要綱

長野市雨水貯留施設助成金交付要綱（平成14年長野市告示第 388号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、総合的な治水対策及び資源の有効利用の一環として、雨水の流出抑制と有効利用を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 排水設備 長野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年長野市条例第36号）第3条第4号に規定する排水設備で、同条例第8条の規定により市長の確認検査を受けたもの又は長野市下水道条例（昭和41年長野市条例第122号）第2条第5号に規定する排水設備で、同条例第7条の規定により長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の確認検査を受けたものをいう。
- (3) 雨水貯留施設 新設雨水貯留施設及び転用雨水貯留施設をいう。
- (4) 新設雨水貯留施設 雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留させるための構造を持った100リットル以上の新たに設置する施設であって、架台等により固定し、又は地下埋設されているものをいう。
- (5) 転用雨水貯留施設 排水設備を設置したことにより不要となった既設の浄化槽を、雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留させるための構造を持つように改造した施設をいう。
- (6) 長野市公共下水道雨水全体区域 長野市公共下水道基本計画における雨水基本計画、長野市流域関連公共下水道基本計画（千曲川流域下水道上流処理区）における雨水基本計画及び長野市流域関連公共下水道基本計画（千曲川流域下水道下流処理区）における雨水基本計画の計画区域をいう。

（交付対象者）

第3 助成金の交付対象となる者は、市内に住宅等（建設予定のものを含む。）の建築物を所有する者（展示又は販売のために建築物を所有する者を除く。）又は占有する者（所有する者の同意を得た者に限る。）とする。

（対象経費及び助成金額等）

第4 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象費用」という。）は、住宅等の建築物に新設雨水貯留施設を購入するのに要する費用又は転用雨水貯留施設の工事に

要する経費とし、一の建築物ごとにそれぞれ新設雨水貯留施設については2基分、転用雨水貯留施設については1基分を限度とする。

2 助成金額は、次の各号に掲げる新設雨水貯留施設1基当たりの容量又は転用雨水貯留施設に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、新設雨水貯留施設については対象経費の2分の1を、転用雨水貯留施設については対象経費の3分の2をそれぞれ限度とする。

- (1) 新設雨水貯留施設で100リットル以上500リットル未満のもの 2万5,000円
- (2) 新設雨水貯留施設で500リットル以上のもの 5万円
- (3) 転用雨水貯留施設 10万円

3 前項の助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留施設を設置するのに要する経費は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 国及び他の地方公共団体が設置する雨水貯留施設
- (2) この助成金の交付を受けた雨水貯留施設を造り変えた雨水貯留施設
- (3) この助成金の交付を受け新設雨水貯留施設の設置したときから7年を経過するまでの間に新たに設置する新設雨水貯留施設（既に設置された新設雨水貯留施設が1基のみであって、これと別に2基目の新設雨水貯留施設を設置する場合を除く。）
- (4) 移転補償等に伴う機能回復により設置する雨水貯留施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付を不相当と認める雨水貯留施設（助成金の申請等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、新設雨水貯留施設については長野市雨水貯留施設助成金交付申請書（様式第1-1号）に、転用雨水貯留施設については長野市雨水貯留施設助成金交付申請書（様式第1-2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、新設雨水貯留施設については、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図（住宅の位置等の案内図）
- (2) 設置前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第3条に規定する関係書類は、転用雨水貯留施設については、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図（住宅の位置等の案内図）
- (2) 改造前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類（実地検査及び交付条件）

第6 規則第4条第1項に規定する実地検査は、申請者と立会の上行うものとする。

2 規則第4条第2項に規定する条件は、雨水貯留施設の維持管理に関する協定を市と締結することとする。

(助成金の実績報告)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、新設雨水貯留施設については長野市雨水貯留施設助成金実績報告書(様式第2-1号)に、転用雨水貯留施設については長野市雨水貯留施設助成金実績報告書(様式第2-2号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、新設雨水貯留施設については、次に掲げるものとする。

- (1) 設置後の写真
- (2) 領収書の写し(購入費用と設置費用等の別が確認できるもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第9条に規定する関係書類は、転用雨水貯留施設については、次に掲げるものとする。

- (1) 工事完了図面(配置平面図、断面図、給排水構造図等)
- (2) 改造中(工種ごと)及び改造後の写真
- (3) 領収書の写し(工種種別等の明細が確認できるもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類
(管理協定書)

第8 第6第2項の協定は、雨水貯留施設の維持管理に関する協定書(様式第3号)によるものとし、第9の請求書と併せて市に提出しなければならない。

(助成金の交付請求書)

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市雨水貯留施設助成金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

(事務の分担)

第10 長野市公共下水道雨水全体区域に係るこの要綱に基づく助成金に係る事務は、管理者が処理するものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成16年3月31日長野市告示第209号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成18年3月17日長野市告示第111号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日長野市告示第106号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日長野市告示第135号)

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成26年3月25日長野市告示第114号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日長野市告示第89号）
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日長野市告示第161号）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。